

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成31年1月11日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800075号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1800036号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年3月1日から同年4月1日まで

私は、A社において、平成9年9月11日から平成10年3月31日までフルタイムで勤務し、同年4月1日に短時間勤務(9時から13時まで)に変更して、同年7月31日まで勤務していた。雇用保険の加入記録においても、平成10年4月1日に一般被保険者から短時間労働被保険者に変更されていたことが確認できるにもかかわらず、厚生年金保険の記録では同年3月1日に被保険者資格を喪失したとされているので、調査の上、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社において、平成10年4月1日に短時間勤務に変更したので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年4月1日であると主張しているところ、雇用保険の加入記録によると、請求者は、同社において、平成9年9月11日に週所定労働時間が30時間以上の一般被保険者として資格を取得し、平成10年4月1日に週所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働被保険者に被保険者区分が変更されており、請求期間において、雇用保険の一般被保険者となっていることが確認できる。

しかしながら、C健康保険組合の回答によると、請求者の同健康保険組合における被保険者資格喪失日は平成10年3月1日となっており、オンライン記録における厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している上、オンライン記録により、請求者は、夫が加入している政府管掌健康保険(当時)において、同年3月2日に夫の被扶養者となっていることが確認できる。

また、B社の事業主は、請求期間当時の人事記録、賃金台帳等の資料を保存していないと回答している上、照会に回答した複数の同僚の中に、請求者を記憶していた同僚がいないことから、請求者の請求期間における勤務形態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間における給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。